

九州ルーテル学院大学海外留学奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、本学におけるグローバル人材の育成を支援することを趣旨として、一般財団法人未来会（南星グループ）から寄贈される献金を基金とする新たな奨学金制度を設け、本学学生が異文化圏での体験を通じて英語を学修する際に経済面から積極的に支援することにより、本学が取り組む国際交流活動の一層の進展に資することを目的とする。

(奨学金の名称)

第2条 前条に定める奨学金は、「海外留学奨学金」と称する。

(奨学金)

第3条 海外留学奨学金（以下「奨学金」という。）は、本学が指定する異文化圏での体験学修プログラムの参加に要する経費を援助するため、毎年、総額100万円を、1人当たり20万円を限度に5人の学生に給付する。

2 奨学金は、無償給付とする。

(申請条件)

第4条 奨学金の給付を申請できる者は、本学人文学部に在学する学生（科目等履修生及び研究生を除く。）で、英語の学修に強い関心を持ち、異文化圏での体験学修を通じて交流を深め、国際社会に貢献する意欲がある者とする。

(申請手続)

第5条 奨学金の給付を志願する者は、次の各号に定める申請書類を添え、学長に申請しなければならない。

(1) 海外留学奨学金申請書

(2) 海外留学奨学金志願理由書

(選考)

第6条 奨学生の選考は、次の各号に掲げる事項を総合的に評価して行う。

(1) 人物

(2) 英語による面接

(3) 志願理由

(4) 学業成績

2 奨学生の選考基準等は、別に定める。

(選考委員会)

第7条 前条に定める選考を行うため、選考委員会を置く。

2 選考委員会は、グローバル委員会委員をもって構成する。

3 選考委員会の委員長は、グローバル委員会委員長をもって充てる。

(奨学生の決定)

第8条 奨学生の決定は、選考委員会において候補者を選考し、教授会の議を経て、学長が行う。

(単位認定)

第9条 この規程に基づく体験学修プログラムを終了した学生には、「異文化圏体験学修」

の単位を認定することができる。

(奨学金の返還)

第10条 学長は、奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、選考委員会はその事実の確認を行い、教授会の議を経て、奨学金の返還を求めることができる。

(1) 奨学生の申請書類に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことが判明したとき。

(2) 体験学修期間中に規律違反行為を行ったとき。

(3) 傷病等により体験学修の目的を果たす見込みがないとき。

(4) その他奨学生としてふさわしくない行為又は本学の名誉を汚す行為を行ったとき。

(奨学金の辞退)

第11条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(事務)

第12条 奨学生の選考等に関する事務は、大学事務部総務課国際教育連携推進室において行う。

(細目)

第13条 この規程に定めるもののほか、奨学金に関する必要な細目は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。